

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成30年12月13日

○出席委員

委員長	坂倉 広子	副委員長	奥村 敦
委員	井村 行夫	委員	戸上 健
委員	浜口 一利	委員	坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・寺田総務課長、奥村課長補佐、山本係長
- ・下村健康福祉課長、山本副参事、河原子育て支援室副室長
- ・山下企画財政課長、岩井副参事、永野主査
- ・寺田総務課長、平賀副参事、池田文化会館館長、岡田室長、奥村課長補佐、中村係長、山田係長
- ・下村健康福祉課長、山本副参事

○職務のために出席した事務局職員

次長	
兼庶務係長	上村 純
兼議事係長	

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第20号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、請願第7号、三重県立鳥羽高等学校の活性化に関する鳥羽市からの支援の充実を求める請願の3件であります。

本日の議案と審査の順番を申し上げます。

最初に、請願第7号の審査を行います。請願の審査が終了しましたら、先に請願の採決を行い、説明員入室のため暫時休憩いたします。休憩後再開し、付託の議案2件の審査を行うこととしますので、委員の皆様はご承知おきください。

それでは、請願の審査から始めます。

請願第7号、三重県立鳥羽高等学校の活性化に関する鳥羽市からの支援の充実を求める請願について、請願文書表は皆様のお手元に配付してありますが、書記に朗読いたさせます。

書記。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 私のほうから、請願文書表に基づきまして請願のほうを朗読させていただきますので、よろしく願いいたします。

皆様のお手元のほうに、表が写しで請願文書表のほうがあるかと思えます。それで、裏面のほうに、請願文書のほう、趣旨と理由というのが印刷してありますので、ごらんいただければと思います。

まず、件名ですが、三重県立鳥羽高等学校の活性化に関する鳥羽市からの支援の充実を求める請願です。

紹介議員は、こちらにも今おられますけれども、河村孝議員です。

請願者のほうは、鳥羽市堅神町65の4、鳥羽高等学校同窓会会長、大松正嗣さんです。

それでは、裏面のほうを見ていただきまして、請願のほうを趣旨から説明させていただきます。

請願の趣旨。

鳥羽市内唯一の三重県立高等学校である鳥羽高等学校の活性化と鳥羽市の魅力発信に繋がる取り組みとともに、地元官民とのよりよい協働に向けて一層の充実した支援を求める決議をお願い申し上げます。

請願の理由。

三重県立鳥羽高等学校は、創立107年を迎え、多くの優秀な地域人材を輩出してきました。また、フェンシングやレスリング競技で世界レベルの選手を輩出するなど、スポーツ面での貢献も顕著です。

しかしながら、絶対的な少子化や地元生徒の鳥羽離れの傾向があり、毎年、定員割れが続く状況となっております。

平成29年3月、三重県教育委員会は、「県立高等学校活性化計画」を発表しました。その中で、「望ましい学級規模は、1学年3学級から8学級」とする一方、「1学年2学級以下の高等学校は、地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等をふまえ、特に存続が必要と考えられる場合には、活性化に取り組む」「活性化の取組期間は、3年間とし、入学者の状況や生徒の進路実現の状況、活性化の取組など検証を行い、

3年経過後に、その方向性を検討する。」「1学級規模となった学校については、取組期間中3年目を含め、2年連続して入学者が定員の三分の二に満たない場合には、統廃合や設置形態の変更などについて協議する。」また、「1学年2学級の高等学校のうち、地域の協力による活性化の取組が困難な場合や地域の状況、学校・学科の特色、生徒の通学実態等を考慮してもよりよい教育環境を維持するうえで望ましいと考えられる場合には、統廃合等を視野に入れて活性化に係る協議を行う。」と記載されています。

この活性化計画によれば、平成31年度は活性化取組期間の最終年度となっており、一定の評価や方向性が検討されることとなっています。

鳥羽高等学校は、平成17年度、普通科から総合学科へ改編し、平成27年度からはデュアルシステム（学校での学習と職場での職業訓練を並行して行う）を導入するなど、地域社会に根付いた高等教育を目指してきました。しかしながら、今春、鳥羽高等学校へ入学した生徒は66名（14名の定員割れ）で、そのうち鳥羽市出身者は25名、全入学生の38%という状況になっています。この定員が割れる状況は、今後も続くものと危惧されています。

現状として、一部市民が鳥羽高等学校の存続に危機感を募らせ、官民挙げての取り組みを始めているとは言うものの、1学年2学級80名の定員を満たすという状況には至っていません。また存続の有無によっては、鳥羽市内経済の域内循環にも多大な影響が生じるものと考えています。

このような状況に鑑み、鳥羽高等学校の存続への危機感を払拭し、また、現存することでこれまでと同様に市内経済の域内循環を確保するため、鳥羽高等学校の更なる活性化と鳥羽市の魅力発信に繋がる取り組みとともに、地元官民とのよりよい協働に向けて一層の充実した支援をお願いするものです。

というのが内容となっております。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 書記による朗読は終わりました。

それでは、紹介議員がこちらに見えますので、補足等がございましたら、発言をお願いいたします。

紹介議員、河村議員、よろしくお願いいたします。

○河村 孝議員 まずをもちまして、発言の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

特に補足等々はないんですけども、内容については、事務局の読み上げてもらったとおりでございます。

皆様におかれましては、慎重に審査いただいて、ぜひご採択いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

紹介議員の説明は終わりました。

この請願にご意見のある方は発言をお願いします。

井村委員。

○井村行夫委員 この鳥羽高校というのは、ここにも書いてありますように、創立107年という非常に長い歴史のある、鳥羽にも誇りある高等学校であります。

現状として、その生徒の通学の実態がだんだんと少なくなっているというのが現状であります。これも一つの少子化の流れかなというふうに思うんですが、やはりこの鳥羽市としても、我々としても、この鳥羽高校の存在をやはり後押しするというか、そういうものに対してこういう請願が出たということは、ちょっと遅か

ったなというふうな気もするんですが、ぜひともこの請願にしてもらって、私は賛成したいというふうに思っております。鳥羽市の魅力の一つとしても、この鳥羽高校を活性化につなげる、我々も協力しながら進めていきたいなというふうにも私も思っております。

これについては賛成でございます。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 市民からの請願は憲法で保障されております。我々議会としては、その請願権というのを最大限尊重するのが役目ではないかと、常々、僕は思っております。

文言に多少の齟齬があったり疑義があったりしたとしても、請願の趣旨を我々議員としてはよく斟酌して、請願を基本的には採択してやるべきだというのが僕の基本的な構えです。ですので、今回の請願も賛成です。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

浜口議長。

○浜口一利委員 委員です。

請願については、井村委員、戸上委員言われるように、やはり私もやはりこれについては、請願については採択して、これを本当に何かいい方法を探って、存続に向けてというような形をとっていかなければいけないと本当に思っています。鳥羽にとって、やはり鳥羽高はなくてはならないところなんですけれども、市長、教育長とも、この間の一般質問においては、支援するというようなことです。そういうのが話を、意見を言っています。それと一緒に、やはり議会も一緒になって存続に向けて、いい方法があればいろいろ話をしながら、存続に向けた運動に取り組んでいかなければいけないと思っています。そういうことです。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、発言もないようですので、続いて、委員間討議を行います。

これはもうなしです。

それでは、ご意見をいただきましたので、河村議員にはここで退出をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

それでは、委員間討議はしますか。どのようにさせていただきますでしょうか。よろしいですか。

(「先ほどの形でいいと思います」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、皆様のほうから意見。

○浜口一利委員 ここで言っても、当然、答えは出ないと思うんですけれども、これはやはりちゃんとしたところで話をしなければいけないと思うんですけれども、普通科から総合学科へ変えたという、改変してというこ

となんですけれども、これが、私、本当にその内容というのは全く知らないというところで、本当に少しあれなんですけれども、これがよかったかどうかというのは、どんなことかな。ここで言うてもわからんと思うんやけれども。そのあたりと、今後、どのような生徒、この現状でいくと、生徒数、地元からの入学する子供が本当に少ないというところなので、そのあたりをどんなふうになら存続に向けての策をとっていくかというところが大変重要なところなので、地元の人が子供たちが通ってというのを、やはりまたもとへ戻す方策というのをやっぱりともに考えなければいけないと思うんですけれども。ここで言っても答えは出ないと思うんですけれども。

以上です。

○坂倉広子委員長 意見をいただきました。

ほかにございませんでしょうか。いいですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ここで、ご意見もないようですので、採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

請願第7号、三重県立鳥羽高等学校の活性化に関する鳥羽市からの支援の充実を求める請願について、採択することの賛成の委員は起立をお願いします。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第7号については採択することに決定いたしました。

続いて、議案の審査に入りますが、説明員入室のため、暫時休憩いたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案の審査に入ります。

最初に、議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

担当課長、総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案書の1ページのほうをごらんください。

議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本市職員の給与改正を行いたく、本提案とするものでございます。

今回の一部改正は、人事院勧告に伴う給料表の水準及び職員手当を引き上げる関係法案が今特別国会において可決され、本市においても、人事院勧告に準じて給与改定を行っているため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別に提出させていただきましたこちらの資料で改正内容を説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正、総務民生常任委員会、総務課という資料でございます。

まず、1としまして、初任給調整手当の支給月額の変更でございます。適用は平成30年4月1日でございます。現行の41万4,300円を500円引き上げて41万4,800円とするものでございます。

この初任給調整手当につきましては、診療所の医師に支給されているものでございます。

次に、2の宿日直手当の支給額の変更でございます。適用は、同じく平成30年4月1日でございます。

宿日直勤務1回につき、現行4,200円を200円引き上げて4,400円に、通常の2分の1の執務時間に引き続き宿日直勤務、現行6,300円を300円引き上げて6,600円に、それから、常直的な宿日直勤務の月額、これを現行2万1,000円を1,000円引き上げて2万2,000円とするものでございます。

次に、3としまして、勤勉手当の支給率の変更でございます。こちらにつきましては、平成30年12月1日から適用で、31年度以降は31年4月1日から施行となっております。

この再任用以外の職員のこの表を見ていただきますと、まず、再任用以外の職員の勤勉手当の支給率のこの表でございますけれども、区分としまして、上から6月支給分、それから12月支給分、参考計というところは、これは年間の支給分となっております。

真ん中の辺の改正後、平成30年度の欄を見ていただきますと、6月支給分につきましては、改定はございません。

その下の12月支給分で100分の5を引き上げ、一般職員で100分の90を100分の95に、特定幹部職員、これは課長級職員でございますけれども、100分の110を100分の115に、それから、31年度以降につきましては、6月、12月支給分ともに一般職で100分の92.5に、それから、課長級職員で100分の112.5に改正を行うことになっています。

その下の再任用職員ですけれども、平成30年度は、同じく12月支給分で100分の5を引き上げて、一般職員で100分の42.5を100分の47.5に、特定幹部職員、課長級職員で100分の52.5を100分の57.5に、31年度以降につきましては、6月、12月支給分とも一般職員で100分の45、課長級職員で100分の55に改正を行います。

次に、裏のほうを見ていただきますと、給料表の改定ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、新旧対照表の3ページから11ページのとおりでございますけれども、適用日は平成30年4月1日からとなっております。

行政職給料表等の改定で、平均給与改定率がプラス0.23%となっております。内容ですけれども、行政職給料表で、初任給を1,500円引き上げております。それから、若年層につきましても1,000円程度の引き上げ、その他につきましては400円の引き上げを基本に改定を行っております。

次に、5番目の5の期末手当の支給率の変更でございますが、こちらは31年4月1日施行でございます。再任用職員以外の職員、再任用職員ともに年間の支給率の変更はございませんが、6月支給分と12月支給分を同率にする改定でございます。

以上が改定内容となります。

6のところ、附則でございますが、第1条では施行期日及び適用日の規定、それから、第2条では、改定前の給与条例の規定に基づき支給された給料は、改定後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。それから、第3条では、規則への委任を規定しております。

以上でこの資料の説明は終わらせていただきます。

次に、条例文の改正について、新旧対照のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、新旧対照のほうをごらんください。

議案書の2ページには、まず、職員給与条例の一部を改正する条例の第1条ということで条文、改正分がございますけれども、新旧対照表の1ページに1条関係の改正がございます。こちらについては、平成30年4月1日適用分でございます。

まず、1ページの第18条で初任給調整手当の改正を行っております。月額41万4,300円を41万4,800円に改正しております。

次に、第37条で宿日直手当の改正を行っております。宿日直勤務1回につき4,200円を4,400円に、それから、通常勤務時間の2分の1に相当する時間になる日等の退庁時から引き続いて行われる宿直勤務は6,300円を6,600円に、それから、常直的な宿日直勤務の月額2万1,000円を2万2,000円に改正しております。

次に、第44条で勤勉手当の改正を行っております。

新旧対照表の2ページをごらんください。

平成30年12月に支給する勤勉手当の支給率を100分の5、再任用職員も100分の5でございますけれども、引き上げを行っております。現状は、6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給率は同率の100分の90、課長級は100分の110となっております。このため、今年度につきましては、12月期の支給率は100分の95、課長級職員は100分の115に改正をしております。再任用職員にありましては100分の47.5、再任用の課長級職員については100分の57.5に改正を行っております。

第5項のところの改正でございますけれども、勤勉手当の不支給及び一部差しとめについて、期末手当の規定を準用するものであり、準用する際の基準日及び支給日の読みかえ範囲を、より限定して規定しております。

新旧対照表の3ページから7ページまでが行政職給料表の改正でございます。

それから、新旧対照表の7ページから11ページまでは医療職給料表の改正でございます。

次に、給与条例の一部を改正する条例の第2条関係でございますけれども、こちらにつきましては、新旧対照表の12ページでございます。

12ページの第43条で期末手当の改正を行っております。平成31年6月期以降の支給割合を均等に配分するため、支給割合を改正しております。課長補佐級以下の職員を100分の130に、課長級職員を100分の110に、再任用職員をそれぞれ100分の72.5と100分の62.5に改正しております。

それから、第44条で勤勉手当の改正を行っております。新旧対照表の13ページでございますけれども、31年6月期以降の支給率、支給割合を均等に配分するため、支給割合を改正しております。課長補佐級以下の職員を100分の92.5に、それから、課長級職員を100分の112.5に、それから、再任用職員をそれぞれ100分の45と100分の55に改正しております。

すみません。議案書の12ページのほうをちょっとごらんください。

こちらにつきましては、附則のほうで先ほど内容の説明をさせていただきましたけれども、施行期日等と給与の内払い、それから、規則への委任ついて規定をしております。

以上で、職員給与条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。ないようですので……

(「いやいや、あります」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 4点お聞きします。

1点目、職員1人当たりの平均アップ額は、この議案が通過すればどれだけになりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 山本係長。

○山本係長 給料額でよろしいでしょうか。

○戸上 健委員 いや、全部合わせて。今回の議案が通過すれば、給与と手当合わせて合算でどれだけかという。

○山本係長 全会計でお答えさせていただきます。

給料に関しましては、1人当たり7,767円、期末勤勉手当に関しましては1万9,204円となっております。

○戸上 健委員 合計でどれだけでしょうか。

○山本係長 合計で2万6,971円です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

この補正予算に示されたのを見ますと、総計で1,076万2,000円ということになります。職員308人だから、割ると、1人当たり3万円ぐらいになるというふうに僕は思っていたんですけども、今の説明では2万6,971円ということでした。これは、実施はこの30年度4月1日からになりますから、30年度もこれだけ1,076万円の支出ということになります。来年度も支出ということになります。

次、2点目、嘱託職員と臨時職員については、これは該当はするのでしょうか。

○坂倉広子委員長 山本係長。

○山本係長 嘱託職員につきましては、行政職給料表を参考に嘱託職員の給料表をつくっておりますので、改正については、来年度の4月から反映をする予定でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、嘱託職員については、この30年度4月1日にさかのぼって支給するという事にはならなくて、来年31年度からということですね。はい、わかりました。

次に、3点目ですけれども、僕も、こういうことが議案が出ると毎回質問しとるんですけども、地公法の第24条で、地方公務員の給与改定、人勧もそうなんだけれども、地域の民間企業の給与その他を考慮して定めなきゃいかんということになっております。

今回は、人勧に即してのという総務課長の説明だったけれども、この鳥羽の地域の給与の実態、これは斟酌

されとるんでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 以前に戸上委員に、3年か4年ぐらい前にそういったことを言われて、市当局も市内の大きい事業所に調査をかけさせていただきましたけれども、なかなかその項目全体で回答が得られず、なかなか民間との比較というのができないのが現状でございましたので、今回も民間とのその調査自体は行っておりません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 最後、4点目ですけれども、1,000万円を一般財源から出すということになります。来年度予算編成方針を全協で僕らも議会としても聞きました。非常に厳しい市財政になっております。市民の給与といいますが、ボーナスについても、上がったというのは、僕は耳にしておりません。先ほども調べていないということでした。

そういう状況の中で、今回の議案、1人平均すると2万7,000円ですわね、2万6,971円でしたから。2万7,000円、職員の給与を上げるという議案です。市民感情からすれば、いろんな意見が、僕は、あるというふうに思います。そういう議論が、今回の議案上程に当たって、鳥羽市の財政が困窮しとると、それから、市民的にはどうなのかということを含めて、課長会議あたりでどの程度深められた議論になったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 課長会議等で議論というのは行っておりませんが、先ほど戸上議員おっしゃられました地方公務員法第24条には、議員おっしゃられた民間事業の従事者の給料その他の事情を考慮して定めなければならないということがありますが、その前段には、国及び他の地方公共団体の職員、こちらも事情を考慮しながら職員の給料というのは決めていかなければならないということになっておりますので、私が言いたいのは、鳥羽市の職員だけ人勤に準じなくて、そのまま給料を上げずにおれば、他の市町の職員よりは給料が下がってしまいますと、職員のモチベーション等も必ず失われると思いますので、この辺については、職員の地方公務員としての職務、責任に準ずるということで、この国家公務員に準じた人勤の給与改正というのを行っていきたいというのが、そういう考えで今回も、ずっと人勤に準拠していますので、そういった考えで人勤に基づいてこの給与改定の条例案は上げさせていただきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕も、人勤については履行すべしという基本的に立場です。基本的な立場だけでも、今の鳥羽市内の状況と市財政の状況を見た場合に、市役所の幹部クラス、この議案を提案する際に、市長、三役を含めて、どの程度これらの議論を深められたのかということが僕は知りたかったもので、質問しました。そんなに掘られていないという印象です。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

井村委員。

○井村行夫委員 私も、戸上委員に質問されたそのものを、私も思っておりますのは、やはりこれだけの財政の中でこれだけアップするというの理解を鳥羽市民にどれだけ得られるかというような部分も、先ほど理由として、国、地方公共団体のアップというふうな形のことと、それを怠るとやっぱりモチベーションが下がるというふうなことでございます。これも一つ仕方ないかなというふうに思うんですけども、以前、このもう一つ前に上げたというか、その期間、毎年というのか、何年までというのか、そういうことはありませんか。

いや、今回、この形でアップされたのは、去年からこのアップというか、形のことの期間になっているのか、毎年こういうのを振りかえるようになってきているのか、何年かに一遍にこういうのを振りかえるのになっているのかというようなところは、どうですか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 人勸の改定率につきましては、給与表については26年から上がっておりますけれども、24、25はもうそのまま、21、22、23は給料表は下がっております。その年度によって、民間事業者、50人以上の企業のと公務員の給与を対比して、この人事院勧告は出されておりますので、今言ったとおり、下がったり、同じであったり、上がったという、いろいろでございます。そやけれども、26年度からは、今のところ上がっております。

以上です。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 わかりました。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

副委員長。

○奥村 敦委員 私も、皆さんと同じように、財源ありきの給与というのはよくわかるものですからあれなんですけれども、個人的には、やっぱり人事院勧告に沿ってやっていかれればいいかなと私は思います。

この15年ぐらい前からずっと下がってきているのが現状でして、私、俸給表を見たときに、6等級までしかない。どうしてなのかな、8等級まで僕はあったほうがいいんじゃないかなというふうな気持ちも若干はあるんですけども、ただお金を上げるためにあるということじゃないんですけれども、やっぱり人員削減のある中でやっていったときに、ある程度の報酬は与えないと、なかなかやっぱりモチベーションは下がっていくのかなとかいう部分がありますので、見ても、もうわずかな昇給しかない。以前ですと1,000円とか2,000円とか上がっていたものが、もう本当に何百円というところですので、でも、二、三年前からですね、上がってきたのは。退職金も下がって下がって下がってきているということで、財源のこともそうなんですけれども、人事院勧告で補強でやられていくということには、私としてはいいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、次に移らせていただきます。

議案第20号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

健康福祉副参事、よろしく申し上げます。

○山本副参事 健康福祉課副参事、山本です。よろしくお願ひします。

続きまして、議案書の13ページ、14ページをお願ひします。

議案第20号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正をする省令の施行に伴いまして所要の改正をしたく、本提案をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。

新旧対照表の14ページになります。

今回の改正の主な内容は、放課後児童クラブの運営に必要な支援員の資格要件の改正になります。

まず一つ目が、教員免許の資格が教職員免許法の中に定められるものに明確化されたことが1点になります。

二つ目が、学校教育法の改正によりまして、大学制度の中に高等教育機関として新たに専門職大学が設けられたことによる機関の追加、その専門職大学の中の短期大学部門が追加されたということになります。

三つ目が、国のほうの地方からの提案等に関する対応方針ということで、地方からの要望を受けて閣議決定された案件で、児童支援員の資格要件が緩和されたことの改正になっております。

この条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとなっております。

以上、議案の説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

議案第20号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 この議案によって、鳥羽市の現状はどう改善されるのでしょうか、通過すれば。

○坂倉広子委員長 福祉副参事。

○山本副参事 今の現状ですと、資格要件の中に入っている支援員さんがずっと入っていますので、今の現状としては変わりはありません。

○戸上 健委員 わかりました。

以上です。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

質疑はないようですので、議案の審査を終わります。

これで、付託された議案の説明を受けました。

続いて、採決に移る前には思ひましたけれども、議員討議はないようですので、それでは、採決を行います。

(「委員長、僕、ちょっと一つあります」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 委員長、ちょっと僕、一つあります。

議案第19号については、僕は討議でも発言しましたがけれども、人勸については基本的に履行すべしという立場です。ですから、賛成です。賛成ですけれども、今の鳥羽市の民間の状況と、それから市財政の状況を鑑

みてみれば、職員の皆さん、非常に頑張っておられるけれども、その給与引き上げを深く受けとめて、一層精励していただきたいということを、僕個人の附帯意見として述べておきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 それでは、採決に移らせていただきます。

お諮りいたします。

議案第19号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第19号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第20号については原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、その他の通告が提出されていますが、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他について通告が出ておりますので、通告順に発言を許します。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

まず最初は、鳥羽市暴力団排除条例の目的と定義、市の責務についてお伺いします。

○坂倉広子委員長 平賀副参事。

○平賀副参事 総務課防災危機管理担当副参事、平賀です。よろしくお願ひします。

この条例につきましては、鳥羽市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する措置等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

この条例におきまして、次の四つの用語の定義を定めています。

一つ目は暴力団です。暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、その団員、団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体を言います。

二つ目は暴力団員です。暴力団員とは、暴力団の構成員になります。

三つ目は暴力団排除です。暴力団排除とは、暴力団または暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれに

より市民生活または市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することを言います。

四つ目は関係団体です。関係団体とは、三重県公安委員会から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものを初めとする、地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体を言います。

続きまして、市の責務です。

市の責務につきましては、市は、暴力団排除については、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進されなければならないという基本理念にのっとり、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進するものとしています。

また、市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署、その他の関係行政機関に対し当該情報を提供するものとしています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 暴力追放鳥羽市民会議、これはどういう役割を果たしておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 平賀副参事。

○平賀副参事 暴力追放鳥羽志摩市民会議は、鳥羽並びに志摩市内の暴力追放に取り組む市民及び各種団体が連携し、その総力を結集して市内からあらゆる暴力を排除し、平和で明るい社会を築くことを目的に、鳥羽市、志摩市、鳥羽警察署ほか両市の85団体から構成された組織です。

事業としましては、一つ目に市民の暴力排除意識の向上運動、2番目は、暴力団の資金源となる一切の行為の禁止、三つ目に暴力団被害申告の促進、四つ目に暴力団事務所の撤去、五つ目として、その他目的の達成に必要な事業を挙げ、推進しております。

具体的には、昨年度の活動を一例としまして、鳥羽みなとまつりに係る露天商等からの暴力団排除の推進とか、例年9月に開催される総会での暴力団排除講演の開催、12月には市民への暴力追放の啓発活動としまして、鳥羽、志摩両市の商業施設でのチラシや啓発グッズ、マスクやカードケース、防犯ブザー等の配布を行っています。

また、恒常的には、宿泊事業者に対し、暴力団関係者の宿泊、宴会等の利用防止の協力要請や、警察署内に暴力電話相談窓口の設置等を行っています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市ふるさと納税特産品出品申し込み者の必須項目、これは何でしょうか。

○坂倉広子委員長 岩井副参事。

○岩井副参事 企画財政課、岩井です。よろしくお願ひします。

鳥羽市ふるさと納税特産品出品申し込み書における必須項目は三つあります。鳥羽市の税等について滞納はありません。市税納税状況に係る課税仕様を市担当者が確認することを承諾します。二つ目です。鳥羽市暴力

団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものに該当しません。三つ目です。出品する商品やサービスについては適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供していますとしています。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市暴力団排除条例、市条例でも、市民会議でも、ふるさと納税の出品者必須項目でも、この暴力団排除、これは鳥羽市は非常に厳しい態度をとっておるということがわかりました。

それでは、市の入札に関して、暴力団排除条例、これ厳格に履行しておりますか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 すみません。市の入札の関係ですけれども、鳥羽市におきましては、三重県入札参加資格申請受付審査共同化運営連絡協議会、これと、三重県市町総合事務組合が運用します共同化審査申請により入札参加資格の審査を行っております。それぞれの申請におきまして、幾つかの要件を満たしていることが求められますけれども、その中に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げるものに該当しないことが求められておりますので、鳥羽市の入札は、その共同化審査申請の適格者によって行われておりますので、鳥羽市暴力団排除条例の第8条、市の事務及び事業における措置を講じていると考えております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市暴力団排除条例に即して3点具体的にお聞きします。

第4条の2項、市の責務ですけれども、先ほども副参事が読み上げたところです。市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったとき、そのときは警察署、その他関係行政機関に対して当該情報を提供するものとするというふうに定められています。

この1年間でこういう事例はありましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 企業はあったのかどうかということですか。

○戸上 健委員 暴力団排除に資すると認められる情報を知ったとき、情報がこの1年間にあったか否か。

○坂倉広子委員長 平賀副参事。

○平賀副参事 ございませぬ。

○戸上 健委員 あった。

○平賀副参事 ございませぬ。

○戸上 健委員 ない。ほう。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 平成30年6月24日、この1年ですけれども、市長宛てに……

(「すみませぬ」の声あり)

○坂倉広子委員長 お待ちください。

寺田総務課長。

○寺田総務課長 すみませぬ。入札の関係で、先ほどその暴力団排除等の関係があるとございましたけれども、

それに似通ったといえますか、そういうような情報がございまして、7月に鳥羽警察署のほうへちょっと照会した事例はあります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、副参事がないと言うのは翻して、あったという答弁でよろしいんですかね。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 入札関係でしたので、私のほうがちょっと、防災危機管理じゃなくて、私のほうが管轄していましたが、副参事のほうとしてはなかったんですけども、入札関係のほうであるということです。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 わかりました。

市民がこういう暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときも、市及び警察署に当該情報を提供するというふうに市条例では定められております。

市民から、先ほど言ったように情報提供がありましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 市民の方からはございませんでした。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 3点目、この第8条、市の事務及び事業における措置で、市は公共工事、その他の市の事務または事業により暴力団を利することとならないよう、また、密接な関係を有するものを市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする、第8条は定めております。これは履行しておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 先ほど申し上げましたとおり、この指名の登録の時点でこの審査がされておまして、先ほど戸上委員がおっしゃられました、そういう情報があつたら警察のほうとも、警察へ情報を流して、本当にそういう関係があるのかどうかという問い合わせをさせていただきましたけれども、その部分はないということだったので、そのように対応はさせていただいています。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 「月刊東海財界」という経済情報誌があります。これの7月号で、暴力団に関してという記事が掲載されました。舞台は、全国から観光客が集まる人口約2万人の三重県のある観光都市ということで、鳥羽市ということは名指しはされておられませんけれども、類推、憶測という可能性もあります。この月刊誌の報道について、市のほうは関知しておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 1件、その照会はさせていただきましたというのは、その案件の件でございます。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これに基づいて、何らかのアクションを起こしましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺田総務課長。

○寺田総務課長 先ほど、警察署のほうへ照会をさせていただきました、それで、そういう関係があるのかどうかという照会をさせていただいて、回答をいただいております。ないということで回答をいただいた。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 照会を警察にした結果、警察のほうから、ないという回答があったと。それで対応したという答弁でしたですね。はい、わかりました。

私のほうにも、内部告発といいますか、現場写真も含めて送られてきております。この資料になっておりますけれども、きょうはこの委員会のその他質問なので、ここまでにとどめておきます。

しかし、市当局にとって、市条例で暴力団排除というのを、冒頭、僕が確認したとおり、非常に厳しい姿勢で臨んでおります。特に入札に関して、その一片の疑念も持たれてはならんと私は思いますし、皆さんも同じ思いだというふうに思います。委員会のその他事項で、本会議の一般質問には上げていないけれども、こういう指摘があったということを重く受けとめていただきたいというふうに思います。

この件は以上です。

次に、2点目、よろしいでしょうか。

○坂倉広子委員長 どうぞ、戸上委員。

○戸上 健委員 健康福祉課にお尋ねします。

一般質問でも山本哲也議員が質問されておりましたけれども、市民文化大ホールの閉鎖に伴う影響についてお伺いします。

鳥羽市の母子父子寡婦福祉会は、この市民文化会館大ホールの使用禁止によって、再来年やったかな、県大会を準備しとったんやけれども、これを返上せざるを得ない状況になったということです。こういう市民的な影響も与えております。

担当課としては、応分のフォローをしてもらったということは、僕も聞いております。

最初に、総務課のほうやったっけ、企画のほうやったんか、閉鎖に伴う企業団体、関係者から意見を聞くというふうに全協でも説明を受けました。このときに、この母子会の意見聴取、これもなされたんでしょうか。

○坂倉広子委員長 奥村課長補佐。

○奥村課長補佐 市民文化会館の正式な申請受け付け期間というのが6カ月先までということになっておりまして、その先のことにつきましては、意見聴取はしておりません。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 団体によっては、1年先、2年先、3年先に鳥羽市で県大会、全国大会を開くということを準備しとった団体もあります。この母子会はそうです。県大会を開くと500人規模だそうですね。

それで、私、全協でこの閉鎖があったときに、母子会に対してもしかるべきフォローをするようにということとを付言しておきました。それは具体的にどう実践されましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 山本副参事。

○山本副参事 戸上さんの質問の中で、担当課のほうもフォローはしていただいとるということを言っておきましたので、文化会館閉鎖が決まって、また新たな会場を探すということが必要になりましたので、鳥羽の

シーサイドホテルとか戸田家さんとか、交渉と一緒にやらせてもらいました。その中でも、どうしても使用料とか、いろいろお昼の弁当とか、その大会にかかる経費、また会費に影響する経費等の確認をさせてもらう中で、総額どれぐらいかかるんやというようなところと、答えを聞いて、鳥羽市の母子寡婦会を通じまして県のほうに交渉に行ってもらったところ、なかなかそのプラスになる経費について県が負担することは難しいという答えをいただきましたので、母子寡婦会が県に行きまして面談した結果として、平成32年度の大会の開催は延期して、将来的にサブ体育館ができてホール機能が整った時点で、また開催できるようになったら検討をしてほしいという報告を福祉のほうへ受けたところです。

以上、今までの経緯になります。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 いろいろ母子会としても県大会を鳥羽で開くということは非常に名誉なことだし、鳥羽市としても、500人から来てくれるわけですから、地域経済にとってもプラスになりました。それを返上しなきゃならんというのは、本当に当事者にとったら苦渋の思いだったというふうに思います。

それで、本来であれば、市の都合で閉鎖するわけなんだから、それを利用しようとして、準備をずっと重ねた団体に対しては、それ相応の代替措置というのを財政的にも会場的にもとってやるべきだというふうに僕は思います。それはかなわなかったということです。

ですから、これからもこういう事態があるというふうに思いますので、市としてはきちんとフォローするように、重ねて指摘しておきます。

以上です。

○坂倉広子委員長 以上で、戸上委員の質問は終わりましたので、次に移らせていただきます。

井村委員より件名及び発言の趣旨が届いておりますので、発言をお願いします。

井村委員。

○井村行夫委員 この12月の29日に大ホールが閉鎖されるということをお聞きしておりまして、その経過とか結果というのを山本議員から一般質問で伺いました。あとどうするかというようなことは、駐車場にするとかそういうような形の事を聞きましたけれども、基本的に、サブアリーナまでの間の期間が少し長い。その間に、鳥羽の出演するホール機能を持ったところがない場合にどうするかというようなことになるんですけども、まずは、その近隣のどういう場所かという区画があって、どういうところでどういう料金であるというのを示されておりませんだもんで、それについて伺います。

○坂倉広子委員長 池田館長。

○池田文化会館館長 お手元の市民文化会館大ホールの代替施設となる施設についてということで配付させていただきました資料をごらんいただきたいと思います。

大ホールの閉鎖に当たりましては、皆さんの影響ということは想定して、今、じゃ、市内、あるいは近隣でどのような施設がどのように使われるかということの検証はいたしました。それが、このお手元の説明させていただいております資料となります。

市内では、市民体育館、かもめホール、ひだまり、小中学校の体育館、海の博物館の映像ホール、シーサイド、シーサイドについては公共的な施設ではないんですが、こういったところが想定されると。

裏面をお願いします。

市外では、伊勢市内で県営サンアリーナ、ちょっとこれは規模がメインアリーナで1万1,000、サブアリーナで3,000ということで、ちょっと規模が大き過ぎるということで、使用についてはないかと思うんですけども、シンフォニアテクノロジーの響ホール伊勢、それと、いせトピアの多目的ホール、志摩市ですと、磯部の生涯学習センター、阿児アリーナの大ホールレベルですとベイホールというふうなところが使用可能というふうに想定しております。

料金の部分につきましては、市民文化会館の大ホールを土日祭日の午前、午後に非営利で使ったという場合の料金と比較した場合、会館が3万円です。そして、市民体育館ですと5,000円、かもめホールですと1万6,900円、市外のいせトピアですと3万3,360円、響ホールですと3万3,040円、磯部の生涯学習センターですと9,600円というふうに、おおむね文化会館の使用料よりも額が小さいというふうなところで、利用者にとってはご不便をかけるところなんですけれども、料金的には遜色はないというふうに解釈させていただきました。

以上です。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 実は私も、いせトピア、阿児アリーナ、サブアリーナ、いろいろちょっと調べさせてもらって、きょうこの資料をいただきまして、やっぱりこの資料、出てきたんやなといった形で、きょうはちょっと感激しとるわけなんですけれども、基本的に、この場所からいわゆる伊勢、鶴方、その地域にこのホールを使うとすると、それだけの負担が要るわけなんですけれども、不便もかけるわけです。市民的にもその費用というのが、一番近いというところはこの県営アリーナのサブアリーナというふうに思うんですけども、この部分を借りていったときに、鳥羽の市民文化会館よりも高いということになりますし、ほかの近隣の、あと、いせトピアとか阿児アリーナ、これも同じところなんですけれども、市外の方が使うのと市内の方が使うので料金体制が違うわけなんですけれども、これは非常にハンデになるのかなというふうに思うんです。

ある程度はいせトピアとかほかの近隣の阿児アリーナでも結構ですので、そこに希望した場合、多少の補助といいますか、こちらのほうからの補助を考えておるかどうかというのをちょっと聞かせてください。

○坂倉広子委員長 文化会館館長。

○池田文化会館館長 先ほどの土日祝祭日に午前午後の時間帯で使用した場合の非営利での使用料ということでお話しさせてもらったんですが、この料金は、それぞれ加算の市外の場合、1.5倍というところがおおむね多いと思うんですけども、その加算率を加味した金額として報告させていただきました。ですので、料金的には、現在の文化会館の料金を大幅に上回るという状況にはないというふうにいたします。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 大幅にということではありますが、やはりそれだけの負担もかかって、それだけの料金もプラスになりますもんで、そこら辺を少しちょっと考えていただきたいなというんですけども、どうですか。

○坂倉広子委員長 文化会館、池田館長。

○池田文化会館館長 想定される部分は、会場使用料につきましては、先ほど申し上げましたように、3万円に対して同等、それ以下となります。

あと想定されるのが、移動というところになってくるかと思うんですが、皆さんが車で移動する場合、公共交通機関を使えば別なんですけれども、車の移動ですと、近隣の市町へ移動するというのは日常的に行われているというところで、そんなに経済的に負担に感じるということはないのかなというふうには思っております。

以上です。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 設営側、いわゆるそこで使う側となりますと、皆さんに来ていただく側ではなくして、使う側のほうの不便さもございます。近隣ですと、それだけの負担というのは、交通費云々というような形になるんですけれども、設営とかいうふうな形の、そこで練習するとかいうふうな部分になってきますと、やはり近くというふうなことが本当にメリットということになりますけれども、やはりそれだけのハンデがあるので、そこら辺の対処、いわゆる参加する、開催する側に対しての補助的なものは考えられないかということで、もう一度質問いたしたいと思います。

○坂倉広子委員長 すみません、井村委員。この中身の聞かれることはよくわかるんですけれども、できれば一般質問でやっていただければと思います。ご理解、よろしいでしょうか。

○井村行夫委員 はい。

そのところ、どうですか。

○坂倉広子委員長 井村委員、ここのところに、うちの文化会館の範疇がございますので、ご理解いただけたらと思っております。

井村委員。

○井村行夫委員 わかりました。その点については、質問をちょっと控えさせてもらいたいと思います。

それでは、もう1問だけ。今、この大ホールがなくなったときに、ほかでいろんな事業とか催し物をするときに、がんばる団体というのがありまして、かたらづか、そしてジャズフェスティバルといろいろやっとなるんですけれども、ほかでした場合のそのがんばる団体に対しての補助というのはどのように考えていますか。

○坂倉広子委員長 井村委員、失礼いたしました。私、次の企画財政のほうに話が移ったかと思ったんですが、先ほどのこの文化会館ホールのことについては、うちの市の中の範疇というふうなご理解いただいて、次の質問に移っていただけないかという私の、委員長からの話をさせていただいたんですが、ご理解いただけたでしょうか。

○井村行夫委員 範疇の。

○坂倉広子委員長 はい。

○井村行夫委員 はい。それでは、このがんばる団体の云々ということの対象外になるかならないかというところも、ここではお聞きできないということでありますので、また後で聞かさせていただきます。

○坂倉広子委員長 よろしくお願いたします。

○井村行夫委員 それでは、次の企画財政課にお尋ねをしたいと思うんですが、財政圧迫、いろいろな形で、ふるさと納税が少なくなっていくという形の中で、ガバメントクラウドファンディングというのが地方の活性化の目的としたところで、プロジェクトが始まって、復興の支援のテーマというのがあるんですけれども、私もこれを調べさせてもらったときに、このガバメントクラウドファンディングというので自治体に向けてのここ

ろを調べてみましたら、ソフト面の部分もあるんですけども、いろんな観光の部分に対して、トイレをつくるとか、看板をつくるとか、そういうふうな形の地方の観光についての部分の支援をしているところが多々ございますんですけども、鳥羽市も観光地でございますので、そういうハード的なものを一つ考えて、いろいろな課というところで、この自治体のガバメントクラウドというのをどう考えておるかな、またこれを企画されてはどうかというふうに思いましたもので、この件についてご質問させていただきたいと思います。

○坂倉広子委員長 企画財政課、岩井副参事。

○岩井副参事 先日の一般質問でも答えさせていただきましたが、市としては、ガバメントクラウドファンディングは今後取り組んでいく予定であります。

委員ご提案がありました31年度からにつきましても、各課から充当活用できる事業を提案いただいて、市長等でそれに充当するというのを決定していただいた後、公表するという仕組みを今後つくっていきたいと思っております。

以上です。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 ぜひとも、この財政難のときに、この投資をしていただくという形のこの政策について、やはり鳥羽市としても進めていく必要があるというふうに強く思っておりますので、よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

岩井副参事。

○岩井副参事 ありがとうございます。この質問が出ましたので、一般質問のときには答えませんでした。実は、あの一般質問のときでも、海女さんに関して進めていくという形では答えさせていただいたところです。

12月18日から海女さんの情報発信に関して、海の博物館とか、海女さんの所得向上みたいなことを目指して、18日から3カ月間、ガバメントクラウドファンディングを実施する予定でいます。目標額が200万円、返礼品として、海女さんがとってきた伊勢エビとかアワビというようなのを、ふるさと納税の制度、仕組みでいきますので、3割返しという形で進めていく、今、段取りで進んでおります。

以上です。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

○井村行夫委員 はい。

○坂倉広子委員長 それでは、その他の項はございますか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 もうないですね。

ないということですので、これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これもちまして、本日の総務民生常任委員会を閉会いたします。

(午前11時25分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年12月13日

総務民生常任委員長 坂 倉 広 子